

令和 1 年 7 月 1 日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

交際費の制限 福利厚生費との違いについて

I. 概要

交際費については、それを支出しても経費にならない部分があるといわれていますが、事業に必要な支出であるにもかかわらず、なぜ経費性が制限されるのでしょうか？

II. 交際費が制限される理由

交際費は事業に必要な支出ではありますが、無制限に認めてしまうと、過剰な接待などが行われることにつながり、税収が無意味に減少したり、企業の財務基盤が毀損されたりする可能性があるからです。

III. 中小法人の交際費の制限

中小法人については年 800 万円までの制限があり、それを超えた部分は経費性がないとされ、損金に入れることができません。

IV. 交際費となるもの

交際費とは、取引先など事業に関係のある会社や個人（自分の会社の役員や従業員、株主なども含まれます。）に対する

接待(供給)→飲食店などでもてなすことです。

贈答→品物などをわたすことで、お中元やお歳暮などが該当します。

慰安→労をねぎらうことで、新年会や忘年会などの行事ごとが該当しますなどの費用をいいます。

V. 交際費と福利厚生費の経費参入制限の違いについて

交際費とちがい福利厚生費には年 800 万円といった制限がありません。ただし福利厚生費にできるものに関して一定の制限があります。

VI. 福利厚生費となるもの

福利厚生費は従業員や役員の福祉(しあわせ、豊かさ)のために行う支出で、特定の人物に対するものでなく全員を対象として平等に支出される通常要する費用をいいます。

特定の従業員や役員に対する福祉のための支出は交際費になります。

通常要する費用とは、社会通念上妥当とされる金額で、過度に豪華なものは交際費になります。

福利厚生費の例 従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行

(創立記念日など)社内行事の飲食費で従業員に概ね一律で支出

結婚祝い、出産祝い、香典など従業員や家族に一定に基準で支出